

# 高裁判決も解雇無効の勝訴

## 6/29 吉田修さん地位確認等訴訟



### ●一審判決を維持する判断

6月29日、吉田生コン解雇事件の控訴審判決が大阪高裁であった。森崎英二裁判長（第8民事部）は、昨年10月の奈良地裁一審判決（寺本佳子裁判長）を維持し、吉田生コン（吉田桃子社長。奈良市）が強行した吉田修さんの2度にわたる懲戒解雇はいずれも無効との判断を示した。

この事件は、2019年4月、大阪広域協組と結託した吉田社長が組合排除を目的に吉田修さんと藤田宏一さんの2人の組合員を難癖をつけて懲戒解雇した

ことに端を発している。この最初の懲戒解雇については翌年2020年3月に奈良地裁が解雇無効の仮処分決定を出した。だが、吉田生コンは同年9月、吉田修さんが前年7月に加茂生コン事件で不当逮捕されたことが「企業外非行行為により会社の名誉・信用を著しく損なうもの」などとして、2回目の懲戒解雇（予備的懲戒解雇）を強行したのだった。（会社側代理人は、大阪広域協組顧問弁護士小寺哲夫弁護士らである。）

### ●「組合活動として許容される限度を超えてはいない」

吉田生コン側は、吉田修さんが加茂生コン事件で逮捕、起訴された件についてはすでに2021年12月に大阪高裁で逆転無罪判決が出されていたにもかかわらず、吉田さんの正当な組合活動に対する批難をくりかえした。

しかし、今回の大阪高裁判決は、「確かに（加茂生コンで就労証明書交付を求めた吉田さんに）穏当を欠く言動があったことは否定できないが、組合活動として許容される限度を明らかに超えるとまでは認められず、社会通念上相当であると認められないから、解雇権を濫用するものとして、無効である」、さらに、吉田さんの逮捕、勾留、起訴で「会社の社会的信用が低下したなどと縷々主張するが、吉田さんは当該刑事事件において無罪判決を受けているのであるから、仮に逮捕、勾留、起訴で会社の社会的信用が低下したとしても、これを吉田さんの責任とすることはできない」として会社の主張を退けた。吉田さんに対する不当な懲戒解雇、そして、刑事弾圧を仕組んだ大阪広域協組と警察・検察の責任は重大だ。

### ●もうひとりの組合員、藤田さんの過酷なたたかい

吉田生コンは最初の懲戒解雇の仮処分事件で敗訴したあと、組合員の藤田宏一さんを涉々ながら職場復帰させたが、ほんらいの生コン運転手ではなく、いやがらせ目的で構内の雑役作業を命じ、賃金も大幅に下げた。藤田さんは現在、この職務命令と賃下げを不当労働行為として大阪府労委で争いつつ、冬は凍える寒さのなかを、そして夏は炎天下のもとでという過酷な作業環境に負けず、就労をつづけている。

吉田修さんについても、予想される会社の最高裁上告とのたたかい、さらには、原職での就労再開を求めるさらなるたたかいがつづくことになる。